

最高裁秘書第597号

令和8年3月4日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、東京高等裁判所がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

以下の裁判官の常填補先（配属部を含む。）が分かる文書（令和6年4月当時のもの）

- ① 50期の右田晃一
- ② 51期の進藤光慶
- ③ 52期の三浦隆昭

(2) 苦情の申出がされた日

令和7年3月13日付け（同月14日受付）

2 答申番号

令和7年度（情）答申第101号

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）